

◎新潟県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年3月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
阿賀野ケアプラザ	新潟県阿賀野市保田 7313 番地	株式会社東日本福祉経営サービス	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 26 年 1 月 17 日	平成 26 年 2 月 18 日
阿賀野市社協訪問入浴ぬくもり	新潟県阿賀野市稲荷町 11 番 10 号	社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成 26 年 1 月 27 日	平成 26 年 2 月 28 日